

事務事業評価 平成 27 年度

担当課 こども課

基本事項	事務事業名	母子生活支援施設運営費					整理番号	1005
	根拠法令等	児童福祉法、島原市母子生活支援施設条例			実施を義務付ける規定	●あり ○なし		
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第8章 健康で生きがいある生活を支える	予算科目	3 款 2 項 4 目	●継続 ○新規		
		節	第4節 子育て支援の充実	事業区分	施設管理・運営			
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	未婚の母・DV・離婚等の増加により、精神的及び経済的に支援が必要な母子等が増加傾向にある。					計画期間	始期 昭和 26 年度から 終期 平成 - 年度まで
	事業の対象 (誰に・何に対して) 目的 (どのような状態にしたいのか)	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子で、その者が監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、その母子を入所させて保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。						
	目的達成のための 具体的手段・方法	支援が必要な母子を入所させ、就労、家庭生活及び児童の養育等について相談及び助言を行うなどの支援を行う。						
	成果指標 (目的達成度を図るものさし)	名称等(内容)		単位	25 年度	26 年度	27 年度	
		①母子家庭の自立促進のための支援期間(入所年数)	目標	年	3	3	3	
			実績 達成率	年	%	2	2	150.0
②	目標							
	実績 達成率		%					
	目標							
活動指標 (目的達成のために 行った活動実績)	①支援が必要な母子を入所させ、就労、家庭生活及び児童の養育等について相談及び助言を行うなどの支援を行う。		目標 実績	回	12	12	12	
	②		目標 実績	回	12	12		
			目標 実績					
事業費等の推移	年度		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画
	① 直接事業費(千円)		14,530	12,409	11,189	12,691	16,822	16,822
	財源内訳	国 県 支 出 金	5,235	6,020	7,755	9,466	10,903	10,903
		地 方 債						
		そ の 他	7,622	5,548	2,565	780	111	111
		一 般 財 源	1,673	841	869	2,445	5,808	5,808
	② 従事職員給与費 b1×b2		1,158	1,164	1,154	1,171	1,190	1,190
	従事職員数(人) b1		0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
	職員平均人件費 b2		7,236	7,277	7,213	7,317	7,438	7,438
事業費合計 ① + ②		15,688	13,573	12,343	13,862	18,012	18,012	

【1次評価】

事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
必要性	①社会環境の変化や市民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか	A=薄れていない B=一部薄れている C=薄れている 今後も、DV等被害の相談に応じていく必要があると思われるので、母子の健康で文化的な生活を保持するため支援は必要である。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に実施させることはできないか	A=市以外での実施は困難 B=一部民間での実施可能 C=民間での実施可能 母子家庭の福祉の向上のために入所させて保護するものであり、行政が実施すべき公共性の高い事業である。	A
	③対象者は事業目的に見合っているか。また、事業を取り巻く時代変化や制度改正など、環境の変化に適応しているか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 保護が必要な母子が対象となっていることから適切である。	A
有効性	④成果指標の達成に十分寄与する手法がとられており、結果として目的が達成されているか (成果指標と連動させること A=達成 B=概ね達成 C=未達成)	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 母子を保護するとともに、自立促進のために生活を支援するものであり、支援施設は必要である。	A
	⑤事業効果をさらにあげる余地はないか	A=効果向上の余地はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 関係部署とも連携し、円滑な事業の推進に努めており、効果向上の余地はない。	A
効率性	⑥事業実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか (活動指標と連動させる A=達成 B=一部未達成 C=未達成)	A=得られている B=一部得られている C=見直しが必要 国庫補助事業であり、事業実施要綱に基づき実施しているため改善の余地はない。	A
	⑦必要な活動結果がより少ない費用や業務量で得られる手法に代えられないか	A=現行以上の手法はない B=一部検討の余地がある C=検討の余地がある 国において事業費単価が決定されているため、費用削減の余地はない。また、人件費についても母子指導員、少年指導員、夜間管理人は非常勤職員により対応しており削減の余地はない。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はないか	A=改善の余地はない B=一部改善の余地がある C=改善の余地がある 他に類似する事業はなく改善の余地はない。	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されているか 全体コストから見て受益者の負担割合は適切か 使用料等の見直しの余地はないか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 経済的に自立できない者が入所しているため、負担割合は妥当である。	A
	⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか	A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要	A
判定評点平均（3点満点） A=3、B=2、C=1、「-」=0として換算			3.00

◎ 総合自己評価（所管部署）

評価結果	<input checked="" type="radio"/> A 継続実施(特段の見直しは行わない) <input type="radio"/> B 改善・見直しを行う <input type="radio"/> B1 事業規模の拡充 <input type="radio"/> B2 事業規模の縮小 <input type="radio"/> B3 事業内容の改善・見直し <input type="radio"/> B4 その他の見直し <input type="radio"/> C 休止(隔年実施などへの変更) <input type="radio"/> D 廃止(終期の設定等を含む)	判断理由	<p>離婚等の増加に伴い、精神的及び経済的に支援が必要な母子家庭が増えている。これらの母子が安心して生活できる場の確保が最優先であり、母子保護のための施設は必要である。また、入所させて就労、生活面、子の養育に関する指導等を行い、自立に向けた支援を行うためにもこの事業は継続して実施する必要がある。</p>
	今後の課題及び改善策、見直しの状況 (実施上の課題等)		
<p>・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。</p>			

【2次評価】

総合判定	B4見直しのうえで実施 ⇒ その他の見直し
備考	周辺環境を考えると施設の必要性は否めないが、財政負担や他市における施設廃止の流れの中において、本市の施設も老朽化が激しく、施設の存否について検証すべき時期にきているのではないかと。

【3次評価】

総合判定	
備考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況

① <input checked="" type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	△ 1,143 (千円)